

保存

終戦事務情報

第九號

(昭和二十一年十二月一日)

目次

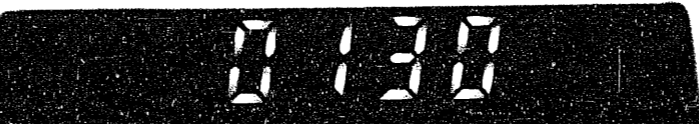
- 一、終戦連絡中央事務局賠償部臨時設置に関する件
(昭和二十一年勅令第四九二號)..... 1
- 二、終戦連絡中央事務局分課規定中改正の件..... 1
- 三、終戦連絡地方事務局の名稱及管轄區域改正告示..... 2
外務省告示 第三十一號
第三十二號
第三十三號
第三十四號
第三十五號
第三十六號
第三十七號
- 四、昭和二十一年勅令第三二二號に関する件..... 3
- 五、全國進駐軍労働組合同盟との団体協約に関する件..... 4
- 六、終戦連絡中央事務局部課長氏名一覽表..... 6
- 七、終戦連絡地方事務局住所録..... 7

終戦連絡中央事務局總務部總務課

0119

第九号

RA'-0008



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

一、終戦連絡中央事務局賠償部臨時設置に関する件

勅令第四百九十二號(昭和二十一年十月二十六日)

終戦連絡中央事務局賠償部臨時設置制

第一條 臨時に終戦連絡中央事務局に賠償部を置き、賠償の準備に関する事務一般を掌らしめる。

第二條 賠償部の部長及び連絡官に充てるため、臨時に終戦連絡事務局に左の職員を置き中央事務局に属せしめる。

外務事務官

専任 一人 一級

専任 十四人 二級

専任 十五人 三級

附 則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

賠償協議會官制の一部を次のやうに改正する。

第三條 會長は外務大臣を以て之に充つ
副會長は終戦連絡中央事務局次長の中より外務大臣の奏請に依り内閣に於て之を命ず

第六條 第二項中「終戦連絡中央事務局次長」を「終戦連絡中央事務局賠償部長たる外務事務官」に改める。

二、終戦連絡中央事務局分課規程
中改正

◎終戦連絡中央事務局分課規程中左の通り改正し八月十日から

實施した。

第九條 經濟部に經濟課、財務課、商工課及農林課を置く
經濟課に於ては貿易に関する事務、部内他課に属せざる事務及部内庶務を掌る

財務課に於ては財政及金融に関する事務を掌る

商工課に於ては商工業に関する事務を掌る

農林課に於ては農林畜水産に関する事務を掌る

◎終戦連絡中央事務局分課規程中左の通り改正して、十月七日から實施した。

第六條 政治部に於ては政治軍事、内政、文教及司法に関する事務を掌る

第七條 政治部に政治課、軍事課、内政課、文教課及司法課を置く

政治課に於ては政治に関する事務及部内事務の綜合調整に関する事務を掌る

軍事課に於ては軍事に関する事務を掌る

文教課に於ては文教に関する事務を掌る

第十四條 管理部に於ては在外邦人及其の權益、在本邦外國人及其の權益に関する事務並に特殊財産に関する事務を掌る

第十五條 管理部に在外邦人課、國內課及特殊財産課を置く
在外邦人課に於ては在外邦人及其の權益に関する事務を掌る

國內課に於ては在本邦外國人及其の權益に関する事務を掌る

特殊財産課に於ては特殊財産に關する事務を掌る。
 ◎終戦連絡中央事務局分課規程を左の通り改正して十月二十八日から實施した。

第十六條 賠償部に於ては賠償の實施及輸送に關する事務を掌る。
 第十七條 賠償部に總務課、實施課及輸送課を置く。
 總務課に於ては一般事務及部内事務の綜合調整に關する事務を掌る。
 實施課に於ては賠償の實施に關する事務を掌る。
 輸送課に於ては賠償物件の輸送に關する事務を掌る。

三、終戦連絡地方事務局の名稱及管轄區域改正に關する件

◎外務省告示第三十二號
 昭和二十年十月外務省告示第六號終戦連絡札幌事務局の名稱及び管轄區域を左の通り改正し昭和二十一年十月十四日からこれを施行する。
 昭和二十一年十月十四日
 外務大臣 吉田 茂

一、終戦連絡札幌事務局を終戦連絡北海道事務局と改稱する。
 二、終戦連絡北海道事務局は米國北海道地方軍政本部の管轄區域と同じ區域を管轄する。但し管下の他の終戦連絡事務機關の所管に屬するものを除く。

◎外務省告示第三十二號
 昭和二十年十月外務省告示第七號終戦連絡仙臺事務局の名稱

及び管轄區域を左の通り改正し昭和二十一年十月十四日からこれを施行する。
 昭和二十一年十月十四日
 外務大臣 吉田 茂

一、終戦連絡仙臺事務局を終戦連絡東北事務局と改稱する。
 二、終戦連絡東北事務局は米國第九軍團の管轄區域と同じ區域を管轄する。但し管下の他の終戦連絡事務機關の所管に屬するものを除く。

◎外務省告示第三十三號
 昭和二十年十二月外務省告示第十五號終戦連絡名古屋事務局の名稱及び管轄區域を左の通り改正し昭和二十一年十月十四日からこれを施行する。
 昭和二十一年十月十四日
 外務大臣 吉田 茂

一、終戦連絡名古屋事務局を終戦連絡東海北陸事務局と改稱する。
 二、終戦連絡東海北陸事務局は米國東海北陸地方軍政本部の管轄區域と同じ區域を管轄する。但し管下の他の終戦連絡事務機關の所管に屬するものを除く。

◎外務省告示第三十四號
 昭和二十年十月外務省告示第十號終戦連絡吳事務局の名稱及び管轄區域を左の通り改正し昭和二十一年十月十四日からこれを施行する。
 昭和二十一年十月十四日
 外務大臣 吉田 茂

一、終戦連絡吳事務局を終戦連絡中國事務局と改稱する。
 二、終戦連絡中國事務局は英聯邦占領軍の管轄區域と同じ區域を管轄する。但し管下の他の終戦連絡事務機關の所管に屬するものを除く。

◎外務省告示第三十五號
 昭和二十一年三月外務省告示第七號終戦連絡高松事務局の名稱及び管轄區域を左の通り改正し昭和二十一年十月十四日からこれを施行する。
 昭和二十一年十月十四日
 外務大臣 吉田 茂

一、終戦連絡高松事務局を終戦連絡四國事務局と改稱する。
 二、終戦連絡四國事務局は米國四國地方軍政本部の管轄區域と同じ區域を管轄する。但し管下の他の終戦連絡事務機關の所管に屬するものを除く。

◎外務省告示第三十六號
 昭和二十年外務省告示第十三號（終戦連絡福岡事務局設置に關する件）は昭和二十一年九月十五日限りこれを廢止した。
 昭和二十一年十月十四日
 外務大臣 吉田 茂

◎外務省告示第三十七號
 昭和二十一年二月外務省告示第二號終戦連絡岡山事務局の管轄區域を左の通り改正し昭和二十一年十一月二十六日からこれを施行する。
 昭和二十一年十一月二十六日
 外務大臣 吉田 茂

一、米國第三十六軍政中隊の管轄區域と同じき區域を管轄し」とあるを「英印軍師團と同じき區域を管轄し」と改める
 四、昭和二十一年勅令第三十一號に關する件

昭和二十一年勅令第三百十一號（聯合國占領軍の占領目的に有害なる行為に對する處罰等に關する勅令）施行につき國民の知らなければならぬ聯合國最高司令官の發した指令（終戦連絡中央事務局經由、日本政府宛、聯合國最高司令官發信の覺書）の中昭和二十一年十一月三十日迄に官報に掲載せられたものは次の通りである。

覺書日附	覺書件名	官報掲載日附
昭和二十一年九月九日	指令第二號	二一、八、二三
二〇、九、一〇	言論及び新聞の自由に關する件	二一、八、二四
二〇、九、二二	指令第三號	二一、八、二三
二〇、九、二二	公衆衛生對策に關する件	二一、九、一二
二〇、一〇、二三	日本教育制度に對する管理政策に關する件	二一、九、二三
二〇、一〇、二五	日本復員軍人の徽章除去の件	二一、九、二六
二〇、一〇、三〇	教育及び教育關係官の調査、除外、認可に關する件	二一、九、一四
二〇、一一、一六	非民主主義的映畫の除去に關する件	二一、九、二七

0121

二〇、二、二八	商業並に民間航空に關する件	二二、九、二八
二〇、二、二九	日本に於ける「チナス」豫防並に取締に關する件	二二、九、二六
二〇、二、二九	同右	二二、九、二七
二〇、二、二五	國家神道、神社神道に對する政府の保證、支援、保護、監督並に弘布の廢止に關する件	二二、九、一八
二〇、二、三一	修身、日本歴史及び地理に關する件	二二、九、一九
二一、一、一七	日本教育制度に對する管理政策適用に關する件	二二、九、二〇
二一、一、二一	日本に於ける公娼廢止に關する件	二二、九、二一
二一、一、二八	映畫檢閲の件	二二、九、三〇
二一、三、一七	宣傳用出版物の沒收に關する件	二二、一〇、二二
二一、三、一七	同右(追加)	二二、一〇、二七
二一、五、二二	復員軍人職に採用の件	二二、九、二三
二一、六、二二	商業並に民間航空に關する覺書の修正に關する件	二二、一〇、三三
二一、六、二二	日本漁業及捕鯨業許可區域の件	二二、一〇、五
二一、六、二九	地理科再開の件	二二、九、二五
二一、八、二八	引揚船に關する件	二二、九、一〇
二一、一〇、二四	發動機燃料としてベンゼン使用の件	二二、一、一八

五、全國進駐軍勞働組合同盟との團體協約に關する件
(昭和二十一年十二月二十五日)

第一 勞働協約

終戰連絡中央事務局並に全國進駐軍勞働組合同盟は進駐軍勞務の國家的使命とその國際的に及ぶ影響を考慮し進駐軍に對する勞務供給の萬全を期すると共に日本の民主化を促進し新日本建設に寄與する目的を以つて終戰連絡事務局(以下中央終連と稱す)と全國進駐軍勞働組合同盟(以下勞働組合同盟)との間に双方協議の上勞働組合法に基き左の如く勞働協約を締結す。

- (一) 勞働組合同盟及右加盟組合は進駐軍に對する日本政府の勞務供給に協力するものとす。
- (二) 中央終連は勞働組合同盟加盟組合の設立せられたる地域又は職場に於ては勞働組合の勞務管理への参加を認む。
- (三) 勞働組合同盟加盟組合の設立せられたる地域又は職場に於ては政府機關又は之に準すべき者及當該勞働組合同盟加盟組合との間に兩者同數より成る勞務協議會を設置し當該政府機關の決定し得る範圍内に於て生活保障勞働條件の維持改善等に關し相互協議するものとす。
- (四) 勞働組合同盟加盟組合員の解雇は凡て第三條に基き設置せられたる勞務協議會に於て協議の上處置するものとす。但し進駐軍關係官の指示ある場合はこの限りに非ず。

- (五) 勞務協議會に於て協議し双方承認したる事項はこれを成文化し當該地域又は職場に於て勞働協約と同一の効力を有するものとす。
- (六) 勞務協議會規程は中央終連及勞働組合同盟双方協議の上之を定む。
- (七) 本協約の有効期間は締結の日より向ふ六ヶ月とし情勢に變化なく双方異議申立無き場合は更に六ヶ月自動的に延長するものとす。當事者の一方又は双方に異議あるときは新協約締結迄の間本協約は引續き効力を有するものとす。但し其の期間は三ヶ月を越ゆることを得ず。
- (八) 本協約の實施上必要なる事項は各地方政府機關と當該地方勞働組合同盟加盟組合との間に双方協議の上決定するものとす。
- (九) 本協約書は三通作成し中央終連及勞働組合同盟各一通宛保管し一通は行政官廳に提出するものとす。

附帶條件
政府が進駐軍勞働者の賃金、勞働時間其の他の雇傭條件に付き全國的基準を決定する場合は勞働者側の意見を反映せしむる方途を講ずるものとす。之が爲政府代表勞働者代表より成る協議會を設置すること。本協議會は兩者何れかの要ある場合隨時開催するものとす。

昭和二十一年十一月六日
終戰連絡中央事務局次長 山形 清
全國進駐軍勞働組合同盟會長 佐藤 新助

第二 勞務協議會規程

第一章 總則

- 第一條 本協議會は終戰連絡中央事務局と全國進駐軍勞働組合同盟との間に締結せられたる勞働協約に基き設置するものとす。
 - 第二條 本協議會事務所は各都道府縣(勤勞署を含む)終戰連絡中央事務局並に同地方事務局(出張所を含む)及び各職場に設置するものとす。
 - 第三條 本協議會は政府機關(これに準すべきものを含む)と全國進駐軍勞働組合同盟加盟組合より選出せられたる同數の委員をもつて構成す。
- 第二章 目的
- 第四條 本協議會は終戰連絡中央事務局と全國進駐軍勞働組合同盟との間に締結せられたる勞働協約の目的を双方の理解と協議により達成するものとす。
- 第三章 協議事項
- 第五條 本協議會に於て協議すべき事項左の如し
- 一、賃金、昇給その他の雇傭條件に關する事項
 - 二、勞働時間その他の勞働條件に關する事項
 - 三、解雇に關する事項
 - 四、作業能率の向上に關する事項
 - 五、勞務供給の完遂を期する事項

0122

- 六、勞務者の配當勸怠等勞務管理に必要な事項
- 七、保健、衛生、文化、住宅施設等福利厚生に關する事項
- 八、加配米その他配給物資に關する事項
- 九、災害扶助、解雇手當その他勞働者の生活保障、失業對策に關する事項
- 十、その他勞働者に直接重要な影響を及ぼす事項

第四章 運 營

第六條 本協議會政府側委員は夫々當該終戰連絡中央事務局同各地方事務局（出張所を含む）各都道府縣廳（勤務署を含む）關係官又は各職場管理者とし勞働者側委員は全國進駐軍勞働組合同盟に加盟せる當該地方聯合會及各支部又は單位組合より選出せられたる者とす

第七條 本協議會の議決は過半数を以て定む、但し政府側委員勞働者側委員双方の過半数たる事を要す

第八條 本協議會に於て決議せられたる必要事項は成文化し双方誠意を以て實行するものとす

第九條 本協議會は毎月一回定例会議を開催するの外必要に應じ隨時開催するものとす

第十條 本協議會は政府機關（之に準ずべき者を含む）代表に於て之を招集するものとし、當事者の一方又は双方より要請ありたる場合は遅滞なく招集するものとす

第十一條 各協議會は選出せられる各委員の身分、住所、氏名、生年月日を記載せる名簿を備付するものとす

第十二條 本協議會委員は各協議會の政府機關（之に準ずべき者を含む）代表と全國進駐軍勞働組合同盟加盟組合代表とを兼ねるものとす

第十三條 本協議會に於ては名簿に記載せられたる者の外代理者の議決権を認めず

第十四條 本協議會に書記を置く事を得

第十五條 書記は政府機關（之に準ずべき者を含む）代表並に全國進駐軍勞働組合同盟加盟組合代表双方の承認に基き協議會之を任免す

第十六條 書記は各委員の指揮を承け協議事項の成文化記録の調整その他必要な事務に従事す

第十七條 本協議會委員は總て無給とし書記は有給たらしむる事を得

第十八條 本協議會運営上必要な事務費は政府の負擔とす

第十九條 本規程は昭和二十一年十一月六日より實施す

第五章 附 則

第六、終戰連絡中央事務局部課長氏名一覽表

總 裁	吉 田 茂
次 長	白 洲 次
同 長	山 形 宗
秘 書 官	伯 爵 寺 島 宗 從

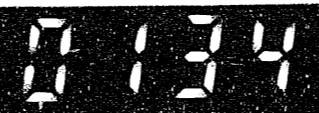
七、終戰連絡地方事務局住所録

（昭和二十一年十二月一日現在）

局 名	所 在 地	電 話	設 置 日
秘書課長	田 付 景 一		
翻譯課長	小 田 部 謙 一		
總務部課長	朝 海 浩 一		
總務部課長	木 村 四 郎 七		
政治部課長	勝 村 俊 男		
政治部課長	山 田 久 就		
政治部課長	都 村 新 次 郎		
政治部長(取扱)	古 治 部 長		
軍部課長	井 波 七 郎		
内務課長	森 田 孝 郎		
司法課長	文 敦 長		
文部課長	經濟部長(小傳)		
財務課長	稻 田 多 喜 夫		
經濟課長	黒 田 音 四 郎		
商工課長	佐 藤 清 一 郎		
農林課長	鶴 川 益 男		
交通部課長	交 通 部 長		
陸運課長	陸 運 課 長		
海運課長	海 運 課 長		
遞信課長	遞 信 課 長		
總務課長	總 務 課 長		
設 計 課 長	設 計 課 長		
營業課長	營 業 課 長		
經理課長	經 理 課 長		
管理課長	管 理 課 長		
在外邦人課長	在 外 邦 人 課 長		
國內課長	國 內 課 長		
特殊財産課長	特 殊 財 産 課 長		
賠償課長	賠 償 課 長		
總務課長	總 務 課 長		
實施課長	實 施 課 長		
輸送課長	輸 送 課 長		
西谷虎雄	西 谷 虎 雄		
阪文太郎	阪 文 太 郎		
吉田英郎	吉 田 英 郎		
石田耕一	石 田 耕 一		
國口龍藏	國 口 龍 藏		
矢口龍藏	矢 口 龍 藏		
矢口龍藏	矢 口 龍 藏		
山田龍藏	山 田 龍 藏		
磯野三郎	磯 野 三 郎		
鈴木一三	鈴 木 一 三		
高野藤吉	高 野 藤 吉		
松平忠久	松 平 忠 久		
大野勝己	大 野 勝 己		
遠見幸雄	遠 見 幸 雄		
川瀬健治	川 瀬 健 治		
下田幸夫	下 田 幸 夫		

(關 東 地 方)

○ 横 濱 市 神奈川縣廳内	横濱本局	二九五八、一二三五	二〇、九、二三
----------------	------	-----------	---------



○和歌山	○神戶	奈良	○大阪	福井	○京都	(近畿地方)	金澤	○東海北陸	美幌	千歳
佐藤敏人	田中弘人 (局長事務取扱)	番徹夫	小瀧彬	高木直治郎	都吉岡範武		多田茂	倭島英二	久末喜代松	岡本幸信
和歌山市 和歌山縣廳内	神戸市 兵庫縣廳内	奈良市 奈良縣廳内	大阪市 大阪府廳内	福井市 福井縣廳内 <small>加賀中川町 福井軍政部内</small>	京都市 京都府廳内	金澤市 石川縣廳内	名古屋市 愛知縣廳内	北海道美幌町 美幌警察署内	北海道千歳町 役場内	
和歌山	元町	奈良	大阪 <small>交換大阪東 五五〇〇一五五〇三 五六〇〇一五六〇四</small>		上の(2) 三七九二	金澤 内澤	東(四) 三五二一			
三	五〇九	三三八四	二〇、一一、一〇	二一、一一、二〇	二〇、九、二二	三三〇〇 一一三	二〇、一一、一九			
二〇、一一、一九	二一、四、一	二一、四、一				二一、四、一				

厚木	立川	○横須賀	○千葉	(東北地方)	○東	青森	(北海道地方)	○北海道	函館	小樽	室蘭
今井重夫	梅川厚	太田三郎	大隈涉		北	丸山信		武内龍次	清治郎	宇田川中	樋口順治
神奈川縣高座郡大和町下草柳六〇番地	立川市柴崎町一丁目一〇七番地 立川市役所内	横須賀市大瀬町四番地	千葉市 千葉縣廳内	仙台市 宮城縣廳内	青森市 青森縣廳内	札幌市 北海道廳内	函館市 函館市 日魯内	小樽市 小樽市 日本通運稻穂支店內	室蘭市 室蘭警察署内		
鶴厚 間木		市内 <small>二二二、二二三、二二四、二二五、二二六、二二七、二二八、二二九、二三〇、二三一、二三二、二三三、二三四、二三五、二三六、二三七、二三八、二三九、二四〇、二四一、二四二、二四三、二四四、二四五、二四六、二四七、二四八、二四九、二五〇、二五一、二五二、二五三、二五四、二五五、二五六、二五七、二五八、二五九、二六〇、二六一、二六二、二六三、二六四、二六五、二六六、二六七、二六八、二六九、二七〇、二七一、二七二、二七三、二七四、二七五、二七六、二七七、二七八、二七九、二八〇、二八一、二八二、二八三、二八四、二八五、二八六、二八七、二八八、二八九、二九〇、二九一、二九二、二九三、二九四、二九五、二九六、二九七、二九八、二九九、三〇〇</small>		仙臺 三三〇〇	青森 二二七九 二四〇三						
三九六九		二〇、九、二〇	二一、二、二三	二〇、一〇、一〇	二一、六、二二	二〇、一〇、一〇				二〇、一〇、一七	二〇、一〇、一六
二〇、九、四											

RA'-0008

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

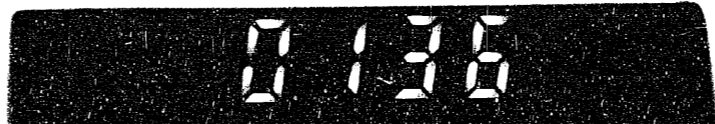
鹿兒島	○熊本	八木正男	熊本市 熊本縣廳内	熊本	五五三二八	二二、三三〇
	川畑塚夫	鹿兒島市役所内				二二、五二〇

(備考) 局名欄中〇印のあるものは事務局で他は出張所である。

(中國地方)		○中	服部恒雄	吳市本通五ノ四		二〇、一〇、一九
		○岡	山井澤 實	岡山市 岡山郵便局内	岡山 四六二八 四四四三	二二、二、一
(四國地方)		○四	前田憲作	高松市丸龜町四八三 三和銀行高松支店内	高松 二八〇一	二二、二、三三
		松	山前田 勇	松山市 愛媛縣廳内		二二、二、三三
(九州地方)		○九	倉曾 禰 益	福岡市 福岡縣廳内	福岡 三三二二	二二、二、一
		小	倉吉 田賢吉	小倉市寶町六一番地 福岡縣小倉涉外事務局内		二二、六、二七
		大	渡邊 郁三郎	大分市金池町 軍政部内		二二、一、二九
		○佐	世保 三浦文夫	佐世保市役所内	佐世保 一六一	二〇、一〇、一〇
		長	崎若松 虎雄	長崎市 長崎縣廳内		二〇、一一、一

0125

RA'-0008



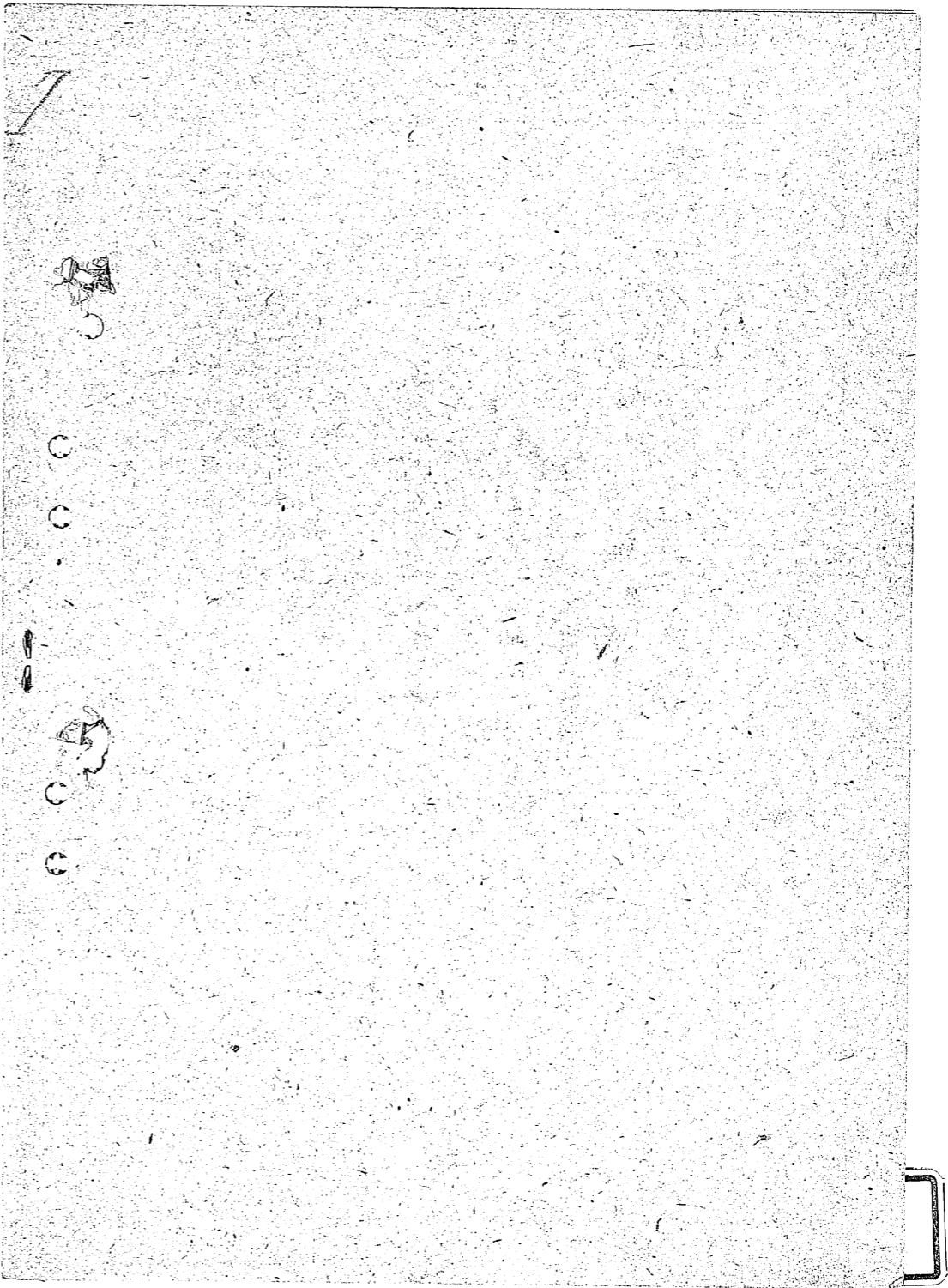
外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



RA'-0008



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



終戦ノ一第二六一號

昭和廿一年三月九日

終戦連絡中央事務局総務部第一課長

青森縣内政部渉外課長 綴

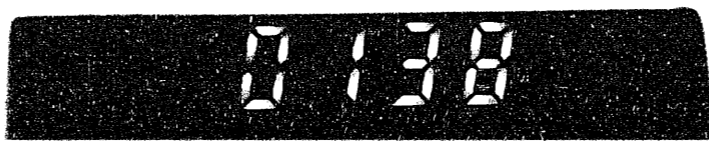
終戦連絡情報第四號自送ニ關スル件

本件ニ關シテ二月二十六日附青渉號外ヲ以テ御申越ノ趣了承終戦
事務情報第四號九部別便ニテ送付ス

外務省

0126

RA'-0008



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan